

○厚生労働省告示第四百十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表の3に次のように加える。

(111) ヘモロリウムキット

(112) トピクマーチンキット

別表の4に次のように加える。

(101) 抗リボソームP抗体キット

(102) 抗アクアポリソ4抗体キット

(103) 抗表皮基底膜部抗体キット

(104) 血小板第4因子ーヘパリン複合体抗体キット

(105) 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体キット